

都市名	北海道ニセコ町	神奈川県大和市	群馬県太田市	東京都三鷹市	神奈川県平塚市	北海道札幌市
条例名	ニセコ町まちづくり基本条例	大和市自治基本条例	太田市まちづくり基本条例	三鷹市自治基本条例	平塚市自治基本条例	札幌市自治基本条例
条例施行日	H13.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H18.4.1	H18.10.1	H19.4.1
条文数	57条	33条	37条	38条	26条	32条
条 例 構 成 内 容 （ 詳 細 ）	<p>前文</p> <p>第1章 目的（第1条）</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則（第2条～第5条） ・情報共有の原則、情報への権利、説明責任、参加原則</p> <p>第3章 情報共有の推進（第6条～第9条） ・意思決定の明確化、情報共有のための制度、情報の収集及び管理、個人情報の保護</p> <p>第3章 まちづくりへの参加の推進（第10条～第13条） ・まちづくりに参加する権利、満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利、まちづくりにおける町民の責務、まちづくりに参加する権利の拡充</p> <p>第5章 コミュニティ（第14条～第16条） ・コミュニティ、コミュニティにおける町民の役割、町とコミュニティのかかわり</p> <p>第6章 議会の役割と責務（第17条～第24条） ・議会の役割、議会の責務、議会の組織等、議会の会議、会議の公開、議会の会期外活動、政策会議の設置、議員の役割及び責務</p> <p>第7章 町の役割と責務（第25条～第35条） ・町長の責務、就任時の宣誓、執行機関の責務、政策法務の推進、危機管理体制の確立、組織、審議会等への参加、意見・要望・苦情等への</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） ・目的、最高規範性、定義</p> <p>第2章 自治の基本原則（第4条～第8条） ・参加及び協働の原則、情報共有の原則、法令の自主解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則</p> <p>第3章 市民 第1節 市民（第9条～第11条） ・市民の権利、市民の責務、子ども</p> <p>第2節 地域コミュニティ（第12条）</p> <p>第4章 市議会（第13条・第14条） ・市議会の責務、市議会議員の責務</p> <p>第5章 市長（第15条・第16条） ・市長の責務、市職員の責務</p> <p>第6章 行政運営の原則 第1節 総合計画（第17条） 第2節 執行機関（第18条～第25条） ・運営原則、執行機関の組織、行政評価、説明責任、情報公開、個人情報の保護、行政手続、出資法人等に対する指導</p> <p>第3節 財政（第26条～第28条） ・財政の健全性の確保、財産管理</p> <p>第7章 厚木基地（第29条） 第8章 住民投票（第30条・第31条） ・住民投票、住民投票の請求等</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） ・目的、条例の最高規範性、言葉の意味</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則（第4条）</p> <p>第3章 情報の共有（第5条～第8条） ・情報への権利、説明責任、情報の収集および管理、個人情報の管理</p> <p>第4章 参画と協働の市政運営（第9条～第12条） ・参画と協働、参画への保障、協働、意見公募</p> <p>第5章 財政（第13条～第19条） ・財政状況の公表、財政に係る中長期計画の策定、予算の編成と執行、予算の説明責任、決算内容の説明責任、財産の管理、財政改革のための委員会</p> <p>第6章 評価（第20条） 第7章 住民投票（第21条） 第8章 地域コミュニティ（第22条・第23条） ・コミュニティの役割、住民自治組織</p> <p>第9章 行政および議会の役割と責務（第24条～第26条） ・市長の役割と責務、市政の役割と責務、議会の役割と責務</p> <p>第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり（第27条・第28条） ・安全安心の環境整備と防犯活動、危機管理</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） ・目的、定義、条例の最高規範性</p> <p>第2章 市民及び市民自治（第4条～第6条） ・地域における市民の権利・責務等、市政における権利・責務等、事業者の権利・責務等</p> <p>第3章 市議会（第7条・第8条） ・市議会の役割・責務等、市議会の立法活動・調査活動等</p> <p>第4章 執行機関（第9条～第11条） ・市長の責務、執行機関の連携及び協力、補佐職の設置等</p> <p>第5章 市政運営（第12条～第28条） ・市の率先行動の基本原則、基本構想及び基本計画の位置付け等、情報公開等、個人情報の保護、パブリックコメント、説明責任、要望・苦情等への対応、オンブズマン、職員及び組織、適法・適正な市政運営、政策法務、行政サービス提供の基本原則、自治体経営、行政評価、監査、出資団体等、危機管理</p> <p>第6章 参加及び協働（第29条～第35条） ・計画の策定過程等、市民会議等の設置及び運営、コミュニティ活動、協働のまちづくり、学校と地域との連携協力、出資団体及び他の官公庁との連携等、住民投票</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） ・目的、条例の位置付け、用語</p> <p>第2章 自治の基本理念（第4条）</p> <p>第3章 自治の基本原則（第5条～第7条） ・情報共有の原則、参加の原則、協働の原則</p> <p>第4章 まちづくりの指針（第8条）</p> <p>第5章 自治の担い手 第1節 市民（第9条～第13条） ・市民の権利、市民の責務、子どもへのまちづくりへのかかわり、事業者へのまちづくりへのかかわり、コミュニティの尊重</p> <p>第2節 議会及び議員（第14条・第15条） ・議会の責務、議員の責務</p> <p>第3節 市長及び市の執行機関（第16条～第18条） ・市長の責務、市の執行機関の責務、市の職員の責務</p> <p>第6章 行政運営（第19条～第25条） ・総合計画等、法令解釈等、財政運営、市民の意見等に対する手続、コミュニティの支援、審議会等、行政評価</p> <p>第7章 住民投票制度（第26条）</p> <p>附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条） ・目的、定義、この条例の位置付け、基本理念、まちづくりの基本原則</p> <p>第2章 市民 第1節 市民の権利（第6条・第7条） ・まちづくりに参加する権利、市政の情報を知る権利</p> <p>第2節 市民の責務（第8条・第9条） ・市民の責務、事業者の責務</p> <p>第3章 議会及び議員（第10条～第12条） ・議会の役割及び責務、市民に開かれた議会、議員の役割及び責務</p> <p>第4章 市長及び職員（第13条～第15条） ・市長の役割及び責務、職員の責務、職員の育成</p> <p>第5章 行政運営の基本（第16条～第20条） ・行政運営の基本、総合計画等、財政運営、行政評価、公正で信頼の置ける行政運営の確保</p> <p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進 第1節 市民参加の推進（第21条～第24条） ・市政への市民参加の推進、住民投票、市民によるまちづくり活動の促進、青少年や子どものまちづくりへの参加</p>

条例名	ニセコ町まちづくり基本条例	大和市自治基本条例	太田市まちづくり基本条例	三鷹市自治基本条例	平塚市自治基本条例	札幌市自治基本条例
条 例 構 成 内 容 （ 詳 細 ）	<p>応答義務等、意見・要望・苦情等への対応のための機関、行政手続の法制化、法令の遵守</p> <p>第8章 まちづくりの協働過程（第36条～第39条） ・計画過程等への参加、計画の策定等における原則、計画策定の手続、計画進行状況の公表</p> <p>第9章 財政（第40条～第45条） ・総則、予算編成、予算執行、決算、財産管理、財政状況の公表</p> <p>第10章 評価（第46条・第47条） ・評価の実施、評価方法の検討</p> <p>第11章 町民投票制度（第48条・第49条） ・町民投票の実施、町民投票の条例化</p> <p>第12章 連携（第50条～第53条） ・町外の人々との連携、近隣自治体との連携、広域連携、国際交流及び連携</p> <p>第13章 条例制定等の手続（第54条）</p> <p>第14章 まちづくり基本条例の位置付け等（第55条・第56条） ・この条例の位置付け、条例等の体系化</p> <p>第15章 この条例の検討及び見直し（第57条）</p> <p>附則</p>	<p>第9章 その他（第32条・第33条） ・他の自治体との連携、委任</p> <p>附則</p>	<p>第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり（第29条～第31条） ・子育てと子どもにやさしいまちづくり、青少年に対する環境整備と育成、高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり</p> <p>第12章 環境と共生する豊かなまちづくり（第32条・第33条） ・環境と共生するまちづくり、活力ある豊かなまちづくり</p> <p>第13章 連携と交流（第34条～第36条） ・近隣市町村との連携と交流、国および県との連携、国際交流と連携</p> <p>第14章 条例の見直しと検討（第37条）</p> <p>附則</p>	<p>第7章 政府間関係（第36条～第38条） ・国・東京都等との政府間関係、他の自治体との連携、海外の自治体等との連携及び国際交流の推進</p> <p>附則</p>		<p>第2節 情報共有の推進（第25条～第27条） ・情報公開、情報提供、個人情報の保護</p> <p>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第28条・第29条） ・まちづくりセンターを拠点とした地域におけるまちづくり</p> <p>第7章 他の自治体等との連携・協力（第30条）</p> <p>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第31条・第32条） ・市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価、この条例の見直し</p> <p>附則</p>